

社会福祉法人小清水町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小清水町社会福祉協議会定款第25条に規定する役員等の報酬及び定款第10条に規定する評議員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 この規定による報酬は第1条に規定する役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合とする。

- (1) 理事会への出席
- (2) 定期監査及び決算監査への出席
- (3) 評議員会への出席
- (4) 部会または委員会への出席
- (5) その他、本会の業務執行のための出務

2 報酬は、日額2,000円とし、勤務実態に応じて支給するものとする。

3 会長の第1項第5号にかかる出務及び日常業務等にかかる報酬については、年額120,000円定額支給する。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、4月1日から3月31日までを半期に分け計算し支給する。

(報酬の支給制限)

第4条 本会及び小清水町の特別職若しくは常勤職員が役員等を兼ねる場合には、本規程による報酬は支給しない。ただし、勤務時間が重複しない場合は、この限りではない。

(細則)

第5条 この規程の改廃に関し理事会並びに評議員会の議決を経て決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。